

清田第四町内会会則

[昭和 58 年 4 月 1 日制定]

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、清田第四町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成)

第 2 条 本会は、清田の下記町内会区域に居住する者をもって構成する。

ただし、他町内会区域を除く。

清田 4 条 2 丁目 1～5 番

清田 5 条 1 丁目 1～5 番

清田 5 条 2 丁目 1～15 番

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の睦、生活の向上を図り、住みよい郷土づくりと協力融和により町内会の発展を期することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生活環境の整備、改善に関する事項
- (2) 会員相互の融和、親睦に関する事項
- (3) 関係機関、団体からの通知、連絡の周知に関する事項
- (4) 会員の災害、不幸に対する援助、助成に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(部及び班)

第 5 条 本会は、会務の執行にあたり、必要に応じ部及び班をおく。部の設置に必要な事項は内規に定める。

(役員)

第 6 条 本会に、次の役員をおく。但し (5) の副部長は部によっては置かないことができる。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副会長 1～ 3 人
- (3) 監 事 2 人
- (4) 各部の部長 1 人
- (5) 各部の副部長 1～ 2 人

但し女性部のみ数人とする

(6) 班長

- 2 役員は、総会において選出する。ただし、班長及び役員候補は各班で選出する。
- 3 役員は、1 年間(当年度総会～次年度総会迄)とする。
但し、再任は妨げない。
- 4 役員に欠員が生じた場合、役員会により選出し、その任期は残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第7条 本会に、顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は、総会の同意を得て委嘱する。

2 顧問、相談役は会長の諮問に応じ、意見を述べる

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
その順位は総務担当、事業第一担当、事業第二担当の順とする。
なお、部の所掌を次のとおりとし、各部を統括する。
総務担当-総務部、会計部、福祉厚生部
事業第一担当-環境衛生部、防災防犯部、交通安全部
事業第二担当-青少年育成部、体育部、女性部
- (3) 監事は、会計を監査し総会に報告する。
- (4) 部長、副部長、班長は担当部門の業務を処理する。

(会議)

第9条 本会の目的達成のため次の機関を置く。

- (1) 総会
 - (2) 臨時総会
 - (3) 三役会議（正副会長、総務部長、会計部長）
 - (4) 役員会議
 - (5) 班会議
- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、班会議は班長が招集する。
- 3 会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の半数以上でこれを決する。
- 4 総会の委任状提出者は、議案に同意したものとする。

(通常総会)

第10条 通常総会は、年度の始めに開き、次の事項を決議する。

- (1) 会務の報告
- (2) 事業計画案の審議
- (3) 決算報告及び予算案の審議
- (4) 役員を選出
- (5) 会則、内規等の改廃
- (6) その他必要事項の審議

(会計)

第 11 条 本会の経費は、会費、交付金、寄附金及びその他の収入をもって充てるものとする。会費は、1 カ月 700 円とする。会費の徴収は 6 カ月まとめて行うが、会員の実情を考慮することができる。

第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 本会則に定められていない事項については、役員会の議を経るものとし、後日総会の承認を求める。

附 則

この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。